

改正 平成23年4月1日

平成26年4月1日

平成27年6月19日

（設置）

第1条 個人情報の保護及び適正な取扱いを実現するために必要な事項について審議するため、学校法人東洋大学における個人情報の保護に関する規程に基づき、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の構成）

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- （1） 常務理事1名
- （2） 副学長1名
- （3） 学部長会議で互選する学部長1名
- （4） 大学院研究科長会議で互選する大学院研究科長1名
- （5） 教務部長
- （6） 学生部長
- （7） 情報システム部長
- （8） 総務部長
- （9） 理事長の指名する専任職員2名
- （10） 学長の指名する専任教員2名

（委員の任期）

第3条 前条第9号及び第10号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、常務理事をもって充て、副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（審議事項）

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1） 個人情報の保護に関する全学的な施策に関する事項
- （2） 個人情報の取得、利用、提供、開示、訂正、追加、削除、利用停止等について、個人情報保護管理責任者から付議された事項
- （3） その他、個人情報の保護に関する重要な事項

2 前項の目的を達成するため、委員会は個人情報保護管理責任者及び個人情報取扱責任者並びに教職員に対して意見の聴取を行い、また必要な資料の提出を求めることができる。

3 委員会で審議した事項について、委員会は個人情報保護管理責任者及び教職員に対して必要な助言、指導又は勧告を行なうことができる。

4 委員は、委員会において知り得た個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運営)

第6条 委員会は委員長が招集して開催する。

2 委員会は委員の過半数の出席で成立し、出席委員の過半数によってこれを決する。

3 委員会は必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

4 前各号に定めるほか、委員会の運営に関する事項は、委員会において定める。

(事務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課が行う。

(附属高等学校)

第8条 各附属高等学校に附属高等学校個人情報保護委員会（以下「附属高等学校委員会」という。）を置く。

2 附属高等学校委員会については別に定める。

(東洋大学京北高等学校、東洋大学京北中学校、京北学園白山高等学校、京北幼稚園)

第9条 東洋大学京北高等学校、東洋大学京北中学校、京北学園白山高等学校に東洋大学京北中学校及び高等学校並びに京北学園白山高等学校情報保護委員会（以下「京北委員会」という。）を置く。

2 京北委員会については別に定める。

3 京北幼稚園においては、園長を第2条の委員とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第33号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第62号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第183号）

この規程は、平成27年6月19日から施行する。